

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業

【第三弾】申請の手引き

申請期間：令和7年1月20日(月)～2月7日(金)

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業 補助金事務局

令和6年12月25日
初版

目次

1. 本事業の概要	
(1)目的	P2
(2)概要	P2
(3)LPガス販売業者の要件	P3
(4)値引き対象者の要件	P3
(5)値引きの実施	P4～5
(6)値引きの周知	P6
(7)値引き額の明示	P6
(8)販売業者に交付される補助金の額	P7
2. 手続きの概要	
(1)販売業者の実施フロー	P8
(2)交付申請	P9
(3)値引き周知・値引き実施	P10
(4)値引きの実績報告・精算払い請求	P10
(5)履行確認検査	P10
3. 必要書類の準備	P11
4. システム利用方法	P11
5. 特設ホームページ・問い合わせ先	P12
6. よくある質問	P13

本手引きは募集要領を簡単にまとめたものになります。
詳細は募集要領をご確認願います。

1. 本事業の概要

(1) 目的

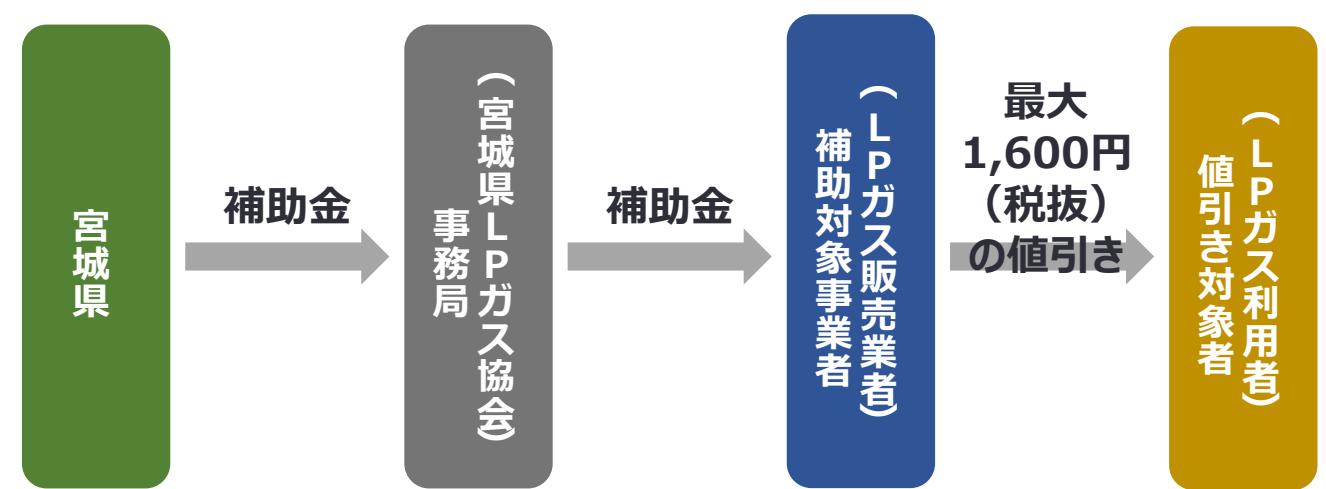
原材料価格の高騰や円安の影響等により日常生活に密接なエネルギー等の価格高騰が続いていることから宮城県内のLPガス利用者に対して、LPガス料金の高騰の影響による負担を軽減することを目的とするものです。

(2) 概要

事業概要

宮城県内のLPガス利用者を対象として、宮城県が指定する金額及び方法により、当該対象の1契約当たりのLPガス料金から値引きを行ったLPガス販売業者に対し値引きの原資及び事務負担費用の一部を補助金として交付します。

事業概要図



(3) LPガス販売業者の要件

本事業に参加するLPガス販売業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ① 宮城県内のLPガス利用者にLPガスを販売する者(事業所の所在地は問わない)※
- ② 値引き対象者に対して、値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者
- ③ **原則、令和7年交付決定日から2月末日までに値引きを実施できる者**
- ④ 宮城県又は事務局からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥ 法人等(個人又は法人をいう)代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと
※ 液化石油ガス法律第3条第1項の規定による登録を受けた者及びガス事業法第3条の規定による登録を受けた者(みなし登録小売販売業者を含む)であって、家庭・業務用のLPガスを販売する者

(4) 値引き対象者の要件

- ① 宮城県内でLPガスを消費する液化石油ガス法第2条第2項に規定される一般消費者等に該当する利用者
- ② 宮城県内で旧簡易ガス事業により供給を受けている利用者
- ③ **令和6年12月31日以前にLPガス販売業者と契約した利用者**

★【重要】本事業において値引き助成の対象外となるもの

- イ 工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- ロ 質量販売による供給
- ハ 国又は地方公共団体が運営元である施設
例 市役所・役場等の庁舎、保健所、警察署、消防署、図書館、公民館や
国公立（県立、市町村立、県営、市町村営）の学校、保育所、病院、集会所等その他公共施設

※判断基準は、運営が国公立であるか（税金で運営されているか）です。

ただし、地方公共団体が運営する施設であっても、住民がLPガス料金を支払っている施設（公営住宅等）は、助成の対象に含める。

- (例1) 民間である社会福祉法人等が運営支援で公的資金の支援を受けていたとしても、運営元は民間であるので対象です。
- (例2) 「公民館」と名前に記載があっても、実際は民間が運営している場合は対象です。

※第一・第二弾で申請が認められた値引き対象者は原則第三弾でも認めます。

(5) 値引きの実施

助成額

値引き対象 1契約(1メーター)につき、最大1,600円(税抜)

申請期間

令和7年1月20日(月)～令和7年2月7日(金)まで

値引き方法

原則、令和7年2月に行う料金請求額から、最大1,600円(税抜)の値引きを行う。

【値引きの考え方】

補助金の交付決定を受けた後、料金値引きの周知を実施(値引きと同時可)し、その後直近の検針分以降の請求額から助成額(税抜)を値引きしてください。

以下は、あくまで考え方の例です。

(基本形) 単月の売上額が1,600円以上であり、1回で1,600円値引くケース

①税抜の場合

売上	値引き額	値引き後請求額(税抜)	消費税	請求額(税込)
8,000円	- 1,600円	= 6,400円	+ 640円	= 7,040円

②税込の場合

売上	値引き額	値引き後請求額
8,800円	- 1,760円	= 7,040円

注意点

※1か月に1,600円に満たない売上だったとしても単月で1,600円で値引きして構いません。但し、その契約者と翌月以降も取引を継続していることが条件です。

★注意（過去に実際にあった誤り例）

- ・原則、令和7年2月以外の月には値引きすることはできません。
ただし、その契約者と翌月以降も取引を継続していることを条件に翌月に値引き額を繰り越しても構いません。
- ・交付決定前の値引きは絶対にしないでください。補助金が支給できません。
例：交付申請が2月3日　交付決定が2月6日だった場合
値引きは必ず2月6日以降に実施してください。
- ・令和7年2月中で1契約あたり最大で1,600円(税抜)値引きます。
1,600円より超えた金額を値引くことはできません。
(誤って毎月1,600円値引かないようにお願いします。)
1,600円に満たない消費先は最大に値引ける金額で構いません。
例：2月のガス料金の請求額が1,200円(税抜)で継続の取引がない場合は
1,200円(税抜)のみ値引いて報告してください。
- ・税抜と税込の混合計算のミス（売上は税抜で、値引きが税込になっている等）のないようにご注意ください。

(6) 値引の周知

① 値引き対象者が液化石油ガス法の一般消費者等の場合

販売業者が本事業による値引きを実施する場合は「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」による値引きが行われることを、値引き対象者に対して周知する必要があります。

周知方法については、周知文書・チラシ等の配布、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、販売業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、販売業者のWEBサイト上に掲載する場合でも、利用者に対して個別に周知をお願いします。

対象者に対する周知文の一例

宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、令和7年2月の請求額の税抜価格から最大1,600円が値引きされます。

② 値引き対象者が旧簡易ガス事業の供給を受ける者の場合

登録ガス小売販売業者(ガス事業法第3条の登録を受けた者(みなし登録小売販売業者を含む)が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく「供給条件の説明義務及び書面支給義務」が発生します。さらに、契約者に経過措置団地(規制団地)をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。

※詳細については、東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課にお問い合わせください。
(電話：022-221-4941)

(7) 値引の明示

販売業者が本事業による値引きを実施する際、値引き対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、2月の検針票、請求書、領収書、WEB明細などに以下の内容を明示してください。

<値引きの事実確認のための記載事項>

- 値引き前後の額
- 値引き額

(8) 販売業者に交付される補助金の額

値引き対象者への値引きを実施した販売業者に対して、以下の補助金を交付します。交付対象は、実際にLPガス利用者を管理している事業所(支店・営業所等)単位としますが、複数の事業所をもつ販売業者は、一つに取りまとめて申請をしてください。

補助金の交付は、原則、値引き対象者への最終の値引きが完了し、事務局への事業実績報告書の提出後に行われる履行確認検査により適正な値引きの実施が確認された後、一括して交付(精算払い)します。

[事務負担費用] ★大幅な増額になりました！！

固定費25,000円 + 1契約につき140円

※第三弾でも、総額及び契約数の上限はありません。

★前回からの変更点

事務負担費用の金額・条件が変わりました！

※上記で変わった部分が**赤字部分**です。

(参考) 第二弾事務負担費用は以下の通り。

固定費20,000円 + 1契約につき20円×契約数

(例) ●●社 A支店(契約数500件)、B支店(契約数300件)、C支店(契約数600件)、D支店(契約数1,200件)の場合

申請契約合計2,600件(うち補助金対象契約数2,600件) 経費総額 464,000円

参考：第二弾なら総額132,000円の事務費

●●社 事務負担費用内訳

A支店500件 固定費25,000+(500×@140)=95,000円

B支店300件 固定費25,000+(300×@140)=67,000円

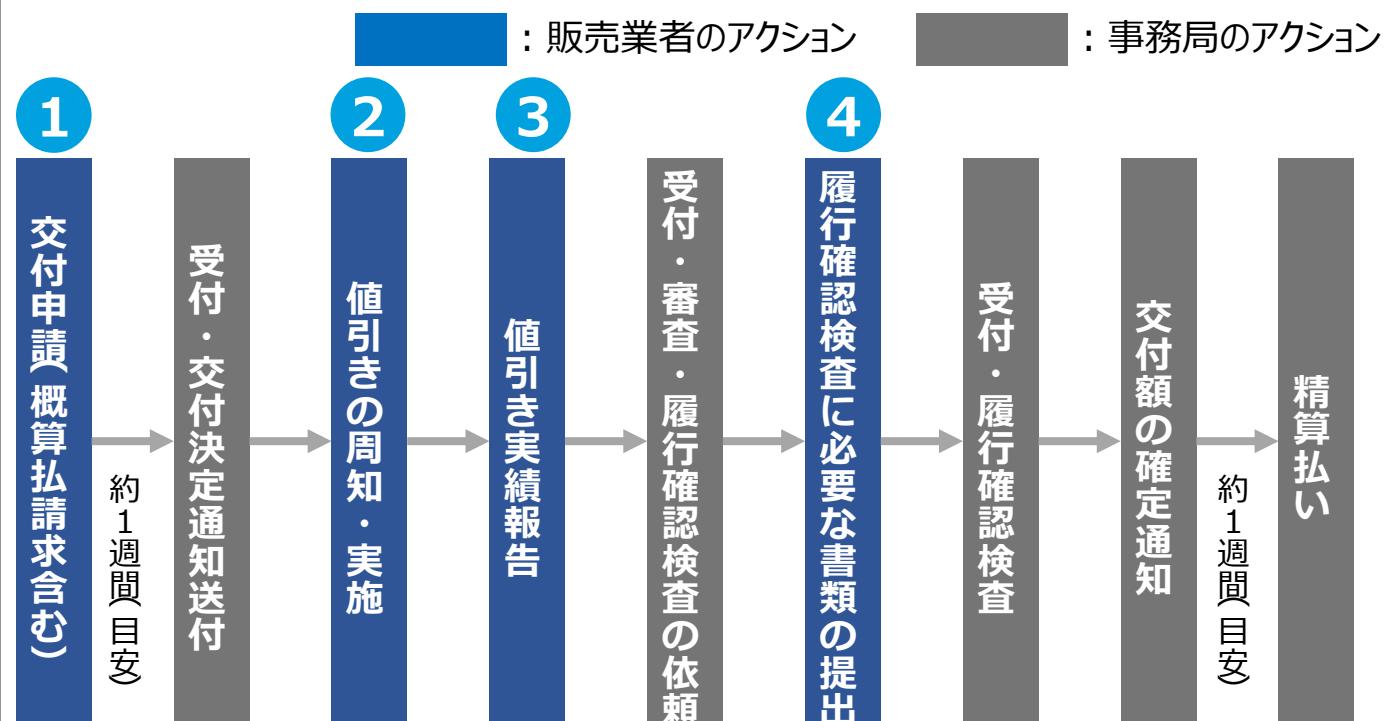
C支店600件 固定費25,000+(600×@140)=109,000円

D支店1,200件 固定費25,000+(1,200×@140)=193,000円

2. 手続きの概要

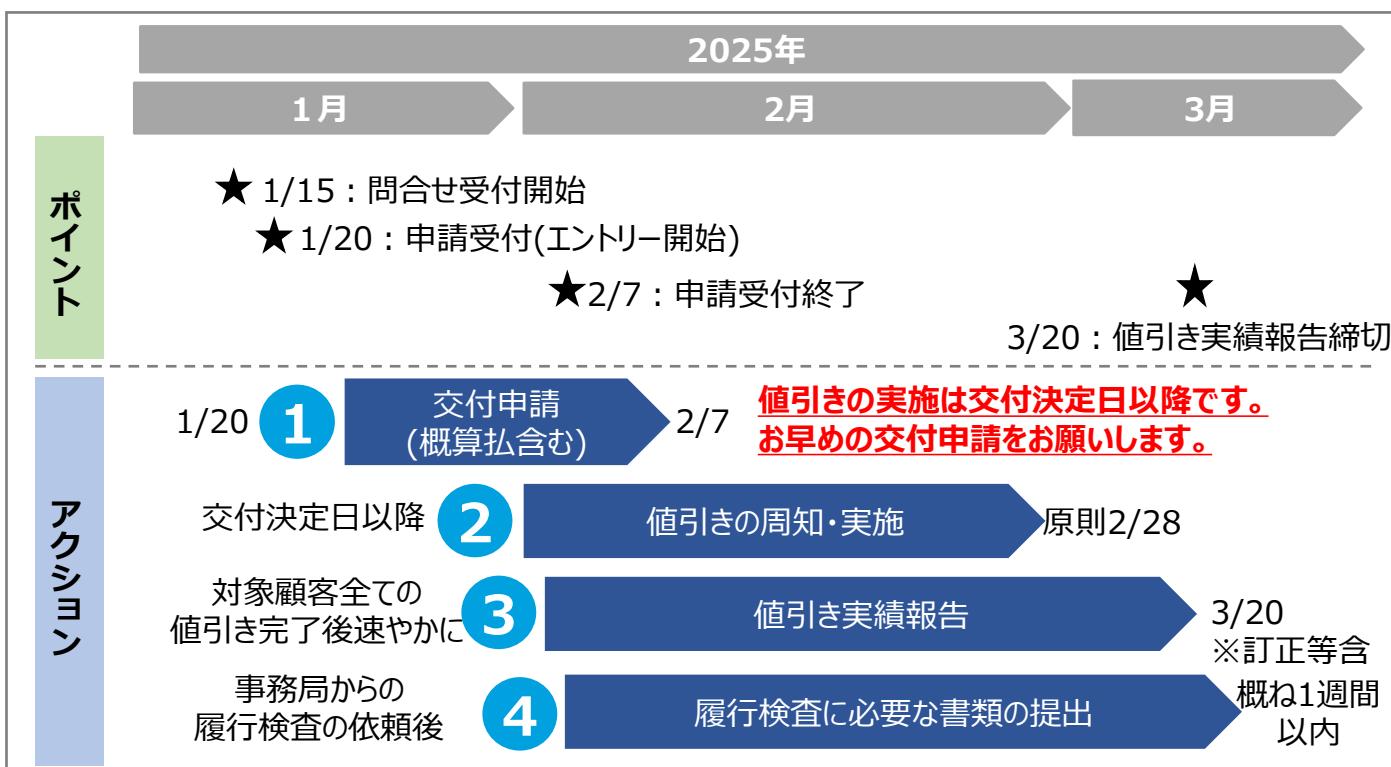
(1) 販売業者の実施フロー

販売業者が本事業に必要なアクションは4点です。



※上記の所要期間はあくまで目安です。申請数や状況に応じては期間は変動します。

上記アクションにおけるスケジュールです。



(2) 交付申請

補助金による値引きを実施するためには、事前に交付申請を行う必要があります。原則は申請システムにて交付申請をお願いします。(インターネット環境等で、申請が難しい場合は、事務局にご相談ください。)
交付申請後、事務局にて審査を行い、要件を満たしている場合には交付決定通知にてお知らせします。

【注意事項】

- ・ 交付申請は、実際にLPガス利用者を管理している事業所(支店・営業所等) 単位としますが、複数の事業所をもつ販売業者は、一つに取りまとめて申請してください。
- ・ **交付決定通知日以降にLPガス料金の値引を実施してください。**

【必要添付書類】

「振込口座確認書類」

「事業者登録番号が確認できるもの」

【概算払い】

値引き原資の80%を概算払いとして事前に請求することができます。

※システム申請の場合、交付申請と同時に概算払いの請求が可能です。

概算払い金額(一律)=1,600円×契約件数×0.8(80%)

交付申請の後に事務局より指定の振込口座へ概算払い金額をお支払いします。

交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還していただきます。

概算払い請求を行わなかった場合、補助金は精算払い時まで（交付額確定通知後=令和7年3月頃）入金されませんので、円滑に事業を行うためにも概算払い請求をお勧めします。

(3) 値引き周知・値引き実施

P.6 (6)値引きの周知、(7)値引き額の明示の項をご参照いただき、実施してください。

★値引きの実施については第二弾同様の考え方になります。

(4) 値引き実績報告・精算払い請求

全ての値引き完了後、その完了した日から2週間以内に実績を申請システムで報告してください。また、値引き対象者に対する「値引きの周知」の実施を確認することができる書類等のコピーを1件添付してください。

値引きを実施したすべての値引き対象者について、個々の値引き状況を確認することができる「値引き実績一覧表」を添付してください。

【提出期限】

値引きの完了した日から2週間以内又は、**令和7年3月20日**のいずれか早い日

【必要添付書類】

番号	提出書類名称	詳細
1	値引き実績一覧表 (全件分)	値引き金額を記載したリスト ひな形は協会HPに掲載しておりますのでご活用ください。
2	値引き周知を証明する 書類(1件分)	対象者向けに値引きの周知を実施したことが分かる書類(ハガキ、案内文、チラシ、メール本文等のコピー)

(5) 履行確認検査

実績報告の際、提出された「値引き実績一覧表」から事務局が無作為に選んだ値引き対象者について、値引きの事実が確認できる書類を提出してください。

【提出期限】

事務局が指定する日 概ね一週間以内

【提出件数】

事務局より指定された件数

【必要添付書類】

番号	提出書類名称	詳細
1	値引き履行を証明する 書類	値引きの事実を確認できる書類（領収書、WEB明細、 検針票、請求書 、各種帳簿類）のコピー、システム画面のスクリーンショット等

3. 必要書類の準備

必要添付書類一覧

本事業における必要となる書類は以下の通りです。

提出時期	書類名称	取得方法
交付申請	振込口座確認書類	販売業者にて準備 内容に変更がなければ 前回使用したもの 添付でも可
	事業者の登録番号が確認できるもの 事業者証など	
値引き実績報告	値引き実績一覧表（全件分）	販売業者にて準備 ※推奨ひな形は協会 HPよりダウンロード可
	値引き周知を証明する書類(1件)	
履行確認検査	値引き履行を証明する書類(指定分)	販売業者にて準備 周知書類に関しては 協会HPにひな形有

4. システム利用方法

特設HP内の事業者申請ページを押すと、申請システムの画面が表示されます。
各項目に必要事項を入力してください。

**以前と同様のシステムを利用します。操作方法は大きく変わりませんので、
引き続き使用していただきますようお願ひいたします。
(詳細は後日HP掲載のシステム操作マニュアルをご覧ください)**



ここをクリック

5. 特設ホームページ・問い合わせ先

特設ホームページへのアクセス

特設ホームページを開設します。特設ホームページから申請をお願いします。
原則、WEBサイトからの申請をお願いします。
提出が必要な書類はこちらからダウンロードをしてください。

【WEBサイト】

一般社団法人宮城県LPガス協会HP内
宮城県LPガス料金負担軽減支援事業 申請特設ページ

<URL>

<http://www.miyagi-lpg.or.jp/archives/2513>

<QRコード>



申請以降のシステム操作方法については、後日HP上へ掲載します。

問い合わせ先

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業 補助金事務局

電話 : 022-262-0321 ※電話回線の増設までの仮設

受付時間 : 午前9時30分～午後4時00分(土日祝日を除く)

★WEB申請が難しい場合

インターネット事情等により、WEBサイトでの申請が不可能又は難しい場合は、事務局へご相談ください。郵送申請についてご案内します。

6. よくある質問

Q1. 宮城県外の消費者にLPガスの供給を行っているが、この消費者に値引きを行った場合、支援対象になるか？

宮城県外の一般消費者等については、対象外です。

Q2. 単価契約（基本料金がなく、従量料金のみの契約）は対象になるか？

対象になります。

Q3. 基本料金のみで従量料金が発生しない契約者がいるが対象になるか？

対象になります。

Q4. 集合住宅で法人等が社宅として複数の部屋を一括で契約している場合、対象になるか？

対象です。なお、社宅等として複数の部屋を一括で契約している場合は、利用料金の請求額の算定元となるメーター数に応じた契約数として対象です。

つまり、算定元となるメーターが1つしかない場合は、1契約数として扱い、算定元となるメーターが5つある場合は、5契約数として扱います。

Q5. 検針日と請求日が別のある場合は、どちらの日から起算して2週間以内に実績報告書を提出しなければならないのか？

当月分の請求完了日から起算して2週間以内に実績報告書を提出してください。

Q6. 事業参加申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出ても問題ないか？

交付申請時の契約数が最大となります。報告時に契約数が下回ることは可ですが上回ることは不可です。

Q7. 国の機関、地方自治体の施設は対象になるか。また、公立幼稚園、小中学校、公立保育園等は対象か？

国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎および国公立の学校は対象外です。

※私立学校や私営の病院等は対象になります。

その他に追加するQ&Aは協会HPにて公開いたします。ご確認願います。